

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部 財政課	
契約締結年月日	令和4年4月1日	
業 務 名	公共嘱託登記事務委託業務	
業 務 の 概 要	市が行う土地・建物の権利に関する登記事務等を委託する。	
契約金額(税込)	別紙による単価契約 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	裏面のとおり	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部財政課です。

随意契約理由の説明及び契約相手方の選定理由

本契約は、市の事業に伴い用地取得・処分等に伴う土地・建物の権利に関する登記及びこれに付随する関係書類の作成、嘱託書の補正、並びに登記済証の受領等を行うことが目的であり、本契約に基づき業務を実施するに当たっては、不動産の権利に関する登記の専門的知識と司法書士法に基づく司法書士の資格が必要となる。

愛知県公共嘱託登記司法書士協会は、司法書士法第68条第1項の規定に基づき、公共事業の嘱託登記の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に、愛知県内の司法書士が任意加入して設立された社団法人である。また、本市管内の登記支局と緊密に連携し、適性かつ迅速な登記業務を実施している。更に不動産権利登記に関する専門的な知識や技能及び豊富な経験を有しており、かつ、現地の状況等に精通した司法書士を確保している。加えて、公共嘱託権利登記の専門機関として愛知県内の唯一の法人であり、同時に多量の業務を適切かつ迅速に実施できる能力を有する団体であることから、同法人と随意契約を行うものである。